


所管部課	子育て支援部	子育て支援課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則について					
			区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市児童育成手当条例				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第348号）を踏まえ、東京都児童育成手当に関する条例施行規則及び市町村児童育成手当条例施行規則参考例の一部改正が行われた。これに伴い、東大和市児童育成手当条例施行規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害に係る障害の状態の変更、ゴールドマン型視野計及び自動視野計に基づく視野障害に係る基準の新設等。 ・文言整理等その他所要の改正 <p>(2) 施行日</p> <p>令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>本事業は東京都の補助事業として実施しており、都の条例施行規則等の一部改正に則った、適正な制度運営を図ることができる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし。</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。